重要事項説明書　特別養護老人ホーム第二勅使苑

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

1　事業者

・名称	社会福祉法人勅使会
・法人所在地	豊明市沓掛町勅使８番地 105
・法人種別	社会福祉法人
・代表者氏名	松井　樹
・電話番号	0562－95－0200

2　事業所

・指定	愛知県（2374800494）
・名称・定員	特別養護老人ホーム　第二勅使苑（空床利用型）・60 名
・所在地	豊明市沓掛町勅使８番地 51
・管理者名	鈴木　良知
・電話番号	0562－95－0280
・FAX	0562－95－0222

3　ご利用施設であわせて実施する事業

・施設・定員	特別養護老人ホーム　第二勅使苑　定員 60 名
・訪問介護	勅使苑ホームヘルプサービス
・居宅介護支援事業	勅使苑介護支援センター

4　事業の目的と運営方針

要介護状態及び要支援状態となった高齢者に対し適切な短期入所サービスを提供する。

一　利用者一人ひとりの人権が尊重され、健全で安らかな生活が送れるよう目指していく

二　利用者個々の特性を生かし、一般家庭と変わらない日常生活が送れるよう目指していく

三　福祉施設のもつ機能を地域に開放するとともに、利用者との交流を図る

四　利用者に対し適切な処遇が行えるよう職員の資質向上に努める

5　ショートステイフロアーの概要

ショートステイの居室は全て個室で、洗面・トイレ、エアコン、照明、テレビや電動ベッドやチェストも完備しており、生活に必要な備品等も備えております。

（1 部屋：14.04 ㎡　有効面積：12.61 ㎡）

その他、共同生活室ではキッチンやテーブル・イスやテレビ等を完備しくつろぎの場、食事をする場としてご利用していただけます。

6　職員体制（第二勅使苑内）

・管理者：１名以上
・医師：１名以上
・生活相談員：1 名以上
・介護職員：２４名以上
・看護職員：３名以上
・機能訓練指導員：１名以上
・介護支援専門員：1 名以上
・管理栄養士：1 名以上
・事務員：１名以上

7　施設サービスの概要（介護保険給付サービス）

（一）　食事はできるだけ離床してデイルームにて食べていただけるよう配慮します。

朝食　7：30～　昼食　12：00～　夕食　18：00～　おやつ　15：00～

（二）　排泄：利用者の身体状況やご家庭での排泄状況を加味した上で、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

（三）　入浴：入浴回数に関してはご利用になる泊数により増減しますが、基本的にご利用中１回は入浴機会がございます（体調不良時は除く）。入浴日と入浴種類（個人浴槽／機械浴）に関しては利用者の体調や身体状況を考慮した上で、ご利用時に施設で決定させていただきます。

（四）　送迎：施設での送迎はお迎え 9：00～、お送り 16：00～にて玄関先までお尋ねいたします（豊明市内施設送迎可能、その他の地域に関しては応相談。当日の交通事情や送迎ルートの変更等により時間前後あり）。家族での送迎に関して施設到着は 8：45～、お帰りは夕食付で最大 18：30 までとし、時間変更は前日までにご連絡ください。（土日祝は勅使苑玄関より来苑してください）

豊明市外の施設送迎の費用に関しては、実施地域を超えた時点から片道３キロメートル未満　８４０円、片道３キロメートル以上、１キロメートルを超える毎２１０円徴収致します。

（五）　整容等：個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。毎朝夕の着替え（私服⇔パジャマ等）も行います。合わせて衣類等の洗濯に関しても施設内で洗濯が可能となっておりますが、ご自宅にて洗濯を行いたい等の希望がございましたら担当職員にお伝えください。ベッド等のシーツ交換は週１回行います。月に１回理髪を行う日がございますのでご希望の方は担当職員までお知らせください。（費用は実費となります）

（六）　栄養管理：管理栄養士管理のもと、適切な栄養管理と指導に努めます。
主食（普通のご飯、軟らかく炊いたご飯、粥、ミキサーにかけたもの）
副食（普通のおかず、刻んだおかず、細かく刻んだおかず　ミキサーにかけたおかず）

（七）　生活相談及び援助：当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うよう努めます。

（八）　社会生活の便宜：各種レクレーション、花見の会、夏祭り、長寿を祝う会、クリスマス会、誕生日会、外食・買い物ツアー等

（九）　健康管理：ショートステイご利用時に体調不良による病院受診が必要と判断した場合の対応として下記のようになります。

① 緊急連絡先に記載されている家族へご連絡し、かかりつけ医に受診していただくか救急車での緊急搬送にするかの判断をお聞きします。

② 救急車での緊急搬送を決められた場合、こちらで 119 番連絡いたしますが、搬送先の病院や搬送後の対応については救急隊の対応に任せます。かかりつけ医に受診を決められた場合は、その時点より家族自身での対応となりますので当施設まで利用者をお迎えいただき、かかりつけ病院に受診する運びとなります。

③

（介護保険給付外サービス…実費負担）

・ラウンジコーナーのご利用（8：45～17：30）
・自販機
・床屋（理髪＋ひげそり）2590 円、美容（カット）2750 円
・居室内のテレビ（１日あたり 50 円）

8　苦情等の申し出先

① 施設利用相談窓口：第二勅使苑相談窓口　担当者　野村　　陵

ご利用時間　毎日 8：45～17：30

電話番号　0562－95－0280

FAX 番号　0562－95－0222

② 苦情解決第三者委員

NPO 法人あいち福祉オンブズマン

FAX にてのみ受付　　※相談専用 FAX 用紙　　別紙参照

FAX　052－228－1738

③ 豊明市役所　長寿課

TEL　0562－92－1261

④ 愛知県国民健康保険団体連合会

TEL　052－971－4165

9　第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日：　　年　　月　　日】	【評価機関名：　　】
【結果の開示状況：　　】	

10 協力医療機関

相生山病院（協力契約病院）

名古屋市緑区鳴海町藤塚 58－1　TEL　052－878－3711（代表）

内科・循環器科・呼吸器科・消化器科・リハビリテーション科

11 非常災害時の対応

毎年 2 回消防署指導による総合訓練を行い、近隣住民との連携による応援体制を整えています。防災設備として、自動火災報知設備・スプリンクラー・屋内消化器等あります。

12　留意事項

（一）　面会：原則 9：00～17：30（土・日・祝は勅使苑玄関から来苑）

面会カードに記帳してください

（二） 外出・かかりつけ病院の定期受診等：利用者が外出される時、又は利用中にかかりつけ病院の定期受診がある場合は事前にお知らせください。

（三） 設備・器具：施設内の居室・設備・器具は本来の用法に従ってください。これに反したご利用により破損等生じた場合は、賠償していただくことがあります。

（四） 金銭や所持品の管理：紛失や盗難の恐れがありますので、できる限り持ち込みをされませんようお願いします。

（五） 政治・宗教・営業活動：施設内では他の利用者等に対する政治活動・宗教活動・営業活動は固くお断りいたします。

（六） ペット動物：施設内では、ペット動物等の持ち込みや飼育はお断りします。

（七） その他：利用者本人から相談や要求があった場合は、職員ができる限り解決するよう努力致しますが、内容によってはできかねる場合があります。そのような場合は家族に連絡致しますのでご協力お願いいたします。

私は、本書面に基づいて施設より上記の「重要事項説明書」の説明を受けた事を確認します。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住所

氏名　　印

利用者の家族等　住所

氏名　　印

続柄

第二勤使苑ショートステイサービス　利用料金（特養空床利用型）

令和8年8月1日～

第一段階　（生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等）

介護度	サービス費(単位)	※各種加算(単位)	食費(円)	滞在費(円)	1割合計(円)
要支援1	529	30	300	880	1,852
要支援2	656				2,005
1	704	60			2,099
2	772				2,181
3	847				2,271
4	918				2,357
5	987				2,440

第二段階　（市民税世帯非課税　公的年金収入額と所得金額の合計が82.65万円以下の方）

介護度	サービス費(単位)	※各種加算(単位)	食費(円)	滞在費(円)	1割合計(円)
要支援1	529	30	600	880	2,152
要支援2	656				2,305
1	704	60			2,399
2	772				2,481
3	847				2,571
4	918				2,657
5	987				2,740

第三段階①（市民税世帯非課税　公的年金収入額と所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方）

介護度	サービス費(単位)	※各種加算(単位)	食費(円)	滞在費(円)	1割合計(円)
要支援1	529	30	1030	1370	3,072
要支援2	656				3,225
1	704	60			3,319
2	772				3,401
3	847				3,491
4	918				3,577
5	987				3,660

第三段階②　（市民税世帯非課税　公的年金収入額と所得金額の合計が120万円超の方）

介護度	サービス費(単位)	※各種加算(単位)	食費(円)	滞在費(円)	1割合計(円)
要支援1	529	30	1360	1470	3,502
要支援2	656				3,655
1	704	60			3,749
2	772				3,831
3	847				3,921
4	918				4,007
5	987				4,090

第四段階（上記以外の方　標準費用額）

介護度	サービス費(単位)	※各種加算(単位)	食費(円)	滞在費(円)	1割合計(円)	2割合計(円)
要支援1	529	30	1695	2066	4,413	5,105
要支援2	656				1,586	5,417
1	704	60			4,680	5,599
2	772				4,762	5,762
3	847				4,852	5,943
4	918				4,940	6,119
5	987				5,031	6,281

介護度	3割合計(円)
要支援1	5,777
要支援2	6,236
1	3,518
2	6,762
3	7,034
4	7,290
5	7,540

＊食費・滞在費は利用者負担段階によって金額が異なります。
＊おむつ代・洗濯代は介護費用に含まれています。
＊食費の内訳は、朝食420円・昼食625円・夕食550円になります。
＊サービス費・加算の利用者負担は1割・2割・3割のいずれかの負担になります。
　又、単価については1単位あたり10.55円です。

※各種加算は以下の通りとなります。（変動あり）

・（予防）サービス提供体制加算Ⅱ　【18単位/日】
・（予防）機能訓練指導体制加算　【12単位/日】
・夜勤職員配置加算Ⅱ　【18単位/日】
・看護体制加算Ⅰ　【4単位/日】
・看護体制加算Ⅱ　【8単位/日】
・生産性向上推進体制加算Ⅱ　【10単位/月】

＊施設送迎をご希望される方は送迎加算（184単位）が加算されます。
＊介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、サービス費その他加算の合計単位数に14.0%が加算されます。